

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 9件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和34年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月31日から同年11月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和34年8月31日から同年11月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。私は、昭和34年9月1日ごろにA社C工場から同社D工場へ異動したものであり、途中で退職をしたことは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、事業所名は不明であるが、昭和34年4月24日に資格を取得し、45年2月28日に離職した旨の雇用保険被保険者記録が確認できるとの回答が得られたところ、当該雇用保険の記録は、申立人のA社における厚生年金保険加入記録と申立期間を除いて一致していることから、同社に係るものと判断でき、このことから、申立人が申立期間も含め、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社に照会したところ、申立人に係る記録は保存されていないが、年金記録等から判断して、申立人は申立期間中も正社員としてA社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと考えられる旨の回答が得られた。

さらに、B社は、A社D工場が厚生年金保険の適用事業所となるに至っ

た昭和 34 年 11 月 1 日より前の期間については、同社同工場は操業準備期間に当たるため、申立人は、同社 C 工場に在籍しながら、同社 D 工場の操業準備に従事していたものと考えられるとしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A 社 C 工場に在籍し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A 社 C 工場に係る被保険者名簿における申立人の昭和 34 年 7 月の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行しかたか否かについては、B 社は申立人に係る被保険者資格の喪失手続において、A 社に何らかの手続不備があった旨を認めていることから、事業主から社会保険事務所（当時）へ申立てどおりの被保険者資格の喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 34 年 8 月から同年 10 月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 58 万 6,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、58 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 4 月 30 日

ねんきん定期便を確認したところ、平成 19 年 4 月分賞与の年金記録が漏れていることが判明した。A 社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取っており、また、賞与から厚生年金保険料が控除されていることも確認できることから、年金記録に平成 19 年 4 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、60 万円の賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 58 万 6,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、58 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（58 万 6,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 58 万 6,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、58 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 4 月 30 日

ねんきん定期便を確認したところ、平成 19 年 4 月分賞与の年金記録が漏れていることが判明した。A 社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取っており、また、賞与から厚生年金保険料が控除されていることも確認できることから、年金記録に平成 19 年 4 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、60 万円の賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 58 万 6,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、58 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（58 万 6,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 58 万 6,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、58 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 4 月 30 日

ねんきん定期便を確認したところ、平成 19 年 4 月分賞与の年金記録が漏れていることが判明した。A 社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取っており、また、賞与から厚生年金保険料が控除されていることも確認できることから、年金記録に平成 19 年 4 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、60 万円の賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 58 万 6,000 円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、58 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（58 万 6,000 円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和47年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和45年4月1日にA社C支店に就職し、47年2月1日付で、同社D支店に異動したが、同社C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年1月31日と記録されている。昭和47年1月の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

E厚生年金基金の厚生年金基金加入員台帳、雇用保険の加入記録及びA社の人事記録により、申立人が継続して同社に勤務し（昭和47年2月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のE厚生年金基金における昭和46年10月の定時決定の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、厚生年金基金加入員資格喪失届の資格喪失日が昭和47年1月31日から同年2月1日に訂正されていることについて、B社及びE厚生年金基金とも、当該訂正時の状況は確認できず、厚生年金保険料納付義務の履行及び正しい届出がされたか否かについては不明であるとしている。このことについては、事業主が昭和47年2月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年

1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は、当初、同年1月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たことが推認できるが、厚生年金基金の資格喪失日について訂正の手続が行われた可能性があり、その場合には、厚生年金保険について同様に事業主が資格喪失日の訂正に係る手続を行った蓋然性^{がいぜん}があることから、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を24万円、申立期間②に係る標準賞与額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年7月15日

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成15年12月分賞与及び16年7月分賞与の年金記録が漏れていることが判明した。

現在所持している平成15年12月及び16年7月の賞与明細書において、それぞれ厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、年金記録に両申立期間の標準賞与額に係る記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成15年12月及び16年7月の賞与明細書により、申立人は、その主張のとおり、15年12月分賞与(24万円)及び16年7月分賞与(15万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間①に係る標準賞与額(24万円)及び申立期間②に係る標準賞与額(15万円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から55年5月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から55年5月まで
ねんきん特別便を確認したところ、昭和51年3月から55年5月までについて、付加保険料を含む国民年金保険料の納付事実が確認できないことが判明した。

昭和51年1月に婚姻後、同年3月に、A市において国民年金の加入手続きを行い、その後、継続して付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたはずである。

このため、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年3月に、国民年金の加入手続きを行い、申立期間に係る付加保険料を含む国民年金保険料を納付したと主張しているが、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人が国民年金に加入したのは、55年6月21日（任意加入）であることが確認でき、申立期間については、厚生年金保険被保険者との婚姻（昭和51年1月*日）による任意加入期間であり、申立人は、国民年金被保険者資格を有しておらず、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和51年3月に国民年金に加入後、国民年金第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間について、付加保険料を含む保険料を納付したと主張しているが、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、申立期間直後の55年6月から国民年金第3号被保険者資格を取得する61年3月までの期間について、定額保険料のみを納付していることが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはない
と主張しており、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情
も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申
告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえ
ず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらな
い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す
ると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたも
のと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 39 年 8 月まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B営業所に勤務していた昭和38年6月から39年8月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社B営業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間中、A社B営業所において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先の判明した4人に照会したところ、2人から回答があり、うち1人から、申立人が勤務していた旨の証言が得られたことから、申立期間中、申立人が同社同営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記回答のあった同僚からは、申立人の厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

また、A社に照会したところ、同社で保管している社員名簿には、申立人の名前は見当たらず、ほかに申立人に係る資料は保管されていないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない旨の回答が得られた。

さらに、前述の回答があった同僚から、申立期間当時、A社B営業所には、事務員等を含め8人ないし10人ほどの従業員がいたとの証言が得られているところ、同社同営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票綴により確認できる被保険者数は最大でも5人であることから、同社同営業所においては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがわれる。

加えて、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票綴には、申立人の原票は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 928

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 1 日から 9 年 2 月まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 社に勤務していた平成 5 年 8 月 1 日から 9 年 2 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。
申立期間中、A社に勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 8 年度の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の控えでは、申立期間当時、申立人はA社における厚生年金保険の被保険者として記録されていたことが確認できる。

一方、オンライン記録により、申立人のA社における申立期間の資格記録は、平成 9 年 2 月 7 日付けで、資格取得時に遡及して取り消されていることが確認できる。

また、上記遡及取消処理について、A社を管轄する年金事務所（当時は、社会保険事務所）に照会したところ、平成 9 年 1 月 14 日に同社において被保険者資格を有していた者全員の勤務実態調査を行っており、その結果、勤務実態が無かった者については被保険者資格取消の届出を提出するよう、同社に対し指導を行った旨の回答が得られた。

さらに、上記指導に基づき、A社から当該社会保険事務所に提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取消届（資格取得届を使用）には、同社の事業主印が押されていることが確認できるほか、当該年金事務所が保管している、勤務実態調査時に入手した同社の全職員に係る出勤簿（写）及び賃金台帳（写）には、申立人に係るものは無い。

加えて、A社の事業主、申立期間に同社において被保険者資格を有していた者及び申立人と同様に被保険者資格記録が取り消されている者のうち、連絡先の判明した計17人に照会したところ、同社の事業主を含む複数の者から、同社において、申立人は、事務局長の肩書きはあったが、勤務実態は無く、普段は、自らを代表者とする別会社を立ち上げ、そちらでの事業を行っており、健康保険証を使用したいために架空に加入していた旨の回答が得られた。

また、申立期間に係る雇用保険の加入履歴について労働局に照会したところ、A社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、厚生年金保険上、同保険の被保険者は適用事業所に使用される者に限られていることから、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 5 月 1 日から 9 年 2 月まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 社に勤務していた平成 4 年 5 月 1 日から 9 年 2 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。
申立期間中、A社に勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 8 年度の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の控えでは、申立期間当時、申立人はA社における厚生年金保険の被保険者として記録されていたことが確認できる。

一方、オンライン記録により、申立人のA社における申立期間の資格記録は、平成 9 年 2 月 7 日付けで、資格取得時に遡^{そきゅう}及して取り消されていることが確認できる。

また、上記遡及取消処理について、A社を管轄する年金事務所（当時は、社会保険事務所）に照会したところ、平成 9 年 1 月 14 日に同社において被保険者資格を有していた者全員の勤務実態調査を行っており、その結果、勤務実態が無かった者については被保険者資格取消の届出を提出するよう、同社に対し指導を行った旨の回答が得られた。

さらに、上記指導に基づき、A社から当該社会保険事務所に提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取消届（資格取得届を使用）には、同社の事業主印が押されていることが確認できるほか、当該年金事務所が保管している、勤務実態調査時に入手した同社の全職員に係る出勤簿（写）及び賃金台帳（写）には、申立人に係るものは無い。

加えて、A社の事業主、申立期間に同社において被保険者資格を有していた者及び申立人と同様に被保険者資格記録が取り消されている者のうち、連絡先の判明した計21人に照会したところ、全員から回答が得られ、「申立人は勤務していなかった。」又は「申立人が勤務していたことを知らなかった。」旨の証言が得られた。

また、申立期間に係る雇用保険の加入履歴について労働局に照会したところ、A社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、厚生年金保険上、同保険の被保険者は適用事業所に使用される者に限られていることから、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 930

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 35 年 10 月から 37 年 4 月まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 35 年 10 月から 37 年 4 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。
申立期間中、A社において、B職要員として勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言から推認できる。

一方、A社に照会したところ、現在同社に勤務している者のうち、申立期間の厚生年金保険の加入の要否について知る者は在籍していないほか、資料も残存していないため、申立期間における申立人の勤務状況及び事業主による厚生年金保険料控除の事実については分からない旨の回答が得られた。

また、A社の社会保険事務担当者から、自身が入社した平成2年当時、将来、年金を受け取ることができるか否か不明であるにもかかわらず、厚生年金保険料が控除されるのは納得できないとして、本人の希望により、厚生年金保険に加入していなかった者がいたことから、申立期間も同様であったと思われる旨の証言が得られた。

さらに、2人の同僚から、申立期間においてA社には120人程度の従業員がいたとの証言が得られているところ、同社は「当時の厚生年金保険の被保険者数は70人程度であった。」としており、事実、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる被保険者数もほぼ同数であることから、同社においては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

加えて、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた

者のうち、存命中で連絡先が判明した 10 人に照会したところ、5 人から回答があり、そのうちの 1 人から、申立人は、臨時従業員かアルバイトであったと考えられるので、厚生年金保険には加入していなかったと思われる旨の証言が得られた。

また、健康保険組合連合会に照会したところ、A社が加入していたC健康保険組合は解散しているため、申立人に係る加入記録について確認することはできない旨の回答が得られた。

このほか、給与明細書、源泉徴収票等保険料の控除を確認できる資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 11 月 1 日から 35 年 4 月まで
② 昭和 35 年 5 月から 36 年 8 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 33 年 11 月 1 日から 35 年 4 月までの期間並びにB自治体C区及びD区にあったE社に勤務していた同年 5 月から 36 年 8 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、両申立期間に給与から厚生年金保険料が差し引かれていたことを記憶しているので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の事業主に照会したところ、申立人の氏名を記憶していない上、申立人に係る記録及び書類は残存していないことから、申立人の申立期間①における勤務状況について確認することはできない旨のほか、申立期間①の社会保険担当者及び従業員は死亡あるいは所在不明である旨の回答が得られた。

また、A社において、申立期間①に厚生年金保険被保険者資格を有していた者 10 人のうち、連絡先が判明した 2 人に照会したものの、回答は得られなかった。

さらに、申立期間①に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間②について、オンライン記録により、「E社」及び類似の名称

を含む事業所を検索したところ、申立人が主張する所在地に該当する厚生年金保険の適用事業所は無いほか、F区に「G社」が存在していることが確認できたものの、同社が適用事業所に該当したのは申立期間②後の昭和38年5月1日である。

また、上記検索結果により、申立期間②に、B自治体H区において、「I社」が適用事業所に該当していたことが確認できたものの、同社に係る事業所別被保険者名簿には、申立期間②及びその前後の期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、法務局に照会したところ、申立人が主張する所在地に該当する法人は見当たらない旨の回答が得られた。

加えて、申立人は「E社」の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、照会することができない。

- 3 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 932

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から29年12月31日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和27年4月1日から29年12月31日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、上記期間について、A社に勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を有していた同僚7人に照会したところ、4人から回答が得られ、そのうちの1人から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは間違いのない旨の証言が得られたことから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記同僚のうち、一人から、申立人以外は皆同じ仕事内容で、申立人だけがB職として勤務していた旨の証言が得られたものの、申立人の厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

また、申立人は、同僚を確認できる資料として写真を提出しており、その写真に映っている者のうち5人について名前を挙げているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、そのうちの1人は名前が無いほか、別の1人は被保険者資格取得日が申立期間の終期から約3年経過した時期であることから、申立期間において、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

さらに、申立期間の事業主及び申立人が名前を挙げている者で、かつ、同僚が社会保険事務担当者であったと証言している者は、既に他界しており、照会することができない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当

たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月1日から24年1月1日まで
社会保険事務所(当時)に、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた昭和23年1月1日から24年1月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和23年1月からA社に勤務しており、申立期間中、給与から厚生年金保険料が引かれていたはずである。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

一方、B社に照会したところ、申立期間の資料は残存していないため、申立人の申立期間における勤務状況については確認できない旨のほか、申立てどおりの資格取得・喪失の届出及び申立期間に係る厚生年金保険料の納付については不明である旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人に照会したところ、全員から回答があり、そのうち、1人から、A社がB社に変わった時期は不明であるが(法律C(昭和*年法律第*号)により、A社は昭和23年*月*日に解散とされた。)、厚生年金保険の加入の有無については、責任者の判断により決められていたと思う旨の証言が得られたほか、他の1人から、若い者や勤務期間の短い者は厚生年金保険の加入手続がとられていなかったかもしれない旨の証言が得られた。

さらに、A社及び同社に係る被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番が無いことが確認できるとともに、申立人に係る健康

保険厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも、申立期間における厚生年金保険被保険者資格の記録は無い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 934

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 10 月 1 日から 26 年 2 月 1 日まで
② 昭和 26 年 5 月 27 日から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 27 年 4 月 30 日から 28 年 4 月 28 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B事業所に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について記録が無いことのほか、C社に勤務していた期間のうち、申立期間③について記録が無いことが判明した。

各申立期間中、両事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社B事業所において、申立人と同日に被保険者資格を取得している者のうち、存命中で連絡先が判明した二人に照会したものの、申立人の勤務状況及び社会保険加入に関する具体的な証言は得られなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚7人のうち1人は、A社B事業所に係る被保険者名簿に名前が見当たらない上、残る6人について、申立人は自身が入社した時点で既に入社していたと主張しているが、そのうち5人は、被保険者名簿により、申立人と同日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①及び②当時、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった事情がうかがわれる。

さらに、A社B事業所は、昭和 37 年 1 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間①及び②当時の事業主は連絡先が不明であるため、当時の状況について確認することができない。

2 申立期間③について、C社に照会したところ、当時の資料は保存されておら

ず、申立人の勤務状況及び社会保険加入については不明である旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚は 22 人いるが、そのうち 1 人は C 社に係る被保険者名簿に名前が見当たらないほか、残る 21 人のうち、存命中で連絡先が判明した 11 人に照会したところ、8 人から回答が得られたものの、申立人の勤務状況及び厚生年金保険加入について具体的証言は得られなかった。

さらに、上記回答があった同僚のうち一人は、見習期間があり、その期間中は厚生年金保険に加入しなかったと証言しており、実際に当該同僚の C 社における資格取得日は、自身が証言している入社日のおよそ 1 年後となっていることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった事情がうかがわれる。

- 3 このほか、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる他の関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月から32年11月16日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和30年12月から32年11月16日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間にA社に勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社に照会したところ、申立人に係る社員記録及び厚生年金保険関係書類は残存していないため、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない旨の回答が得られた。

また、B社から、A社における社員記録について、正社員に係る記録は大部分残存しているものの、正社員以外の記録は残存していない旨のほか、厚生年金保険の適用について、同社では、正社員は加入させていたが、正社員以外は加入させていなかった旨の回答が得られた。

さらに、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた3人に照会したところ、全員から回答が得られたものの、申立人の名前を記憶しておらず、申立期間における申立人の勤務状況等について証言を得ることができなかった。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。